

令和6年度 特別区民税・都民税の定額減税について

令和6年度の特別区民税・都民税（以下、「住民税」といいます）では、下記のとおり、定額減税（特別税額控除）*を行います。

*納税通知書では、「特別税額控除（定額減税）」と表記しています。

1 対象者

令和6年度の住民税における合計所得金額が、1,805万円以下の納税義務者（給与収入のみの方の場合、令和5年中の給与収入が原則として2,000万円以下の納税義務者）

ただし、令和6年度住民税が均等割のみ課税される方や、非課税となる方については、定額減税（特別税額控除）の対象外となります。

2 定額減税額（特別税額控除額）

次の(1)(2)の合計額（住民税の所得割額を超える場合には所得割額を上限とします）

- (1) 納税義務者・・・1万円
- (2) 控除対象配偶者または扶養親族・・・1人につき1万円
（それぞれ国外居住者を除く）

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者）については、定額減税の適用はありません。

ただし、令和7年度の住民税において、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者がいる場合には、令和7年度の住民税の所得割額から1万円を控除します。

3 減税方法（下記の方法で計算しています）

(1) 普通徴収（納付書又は口座振替）

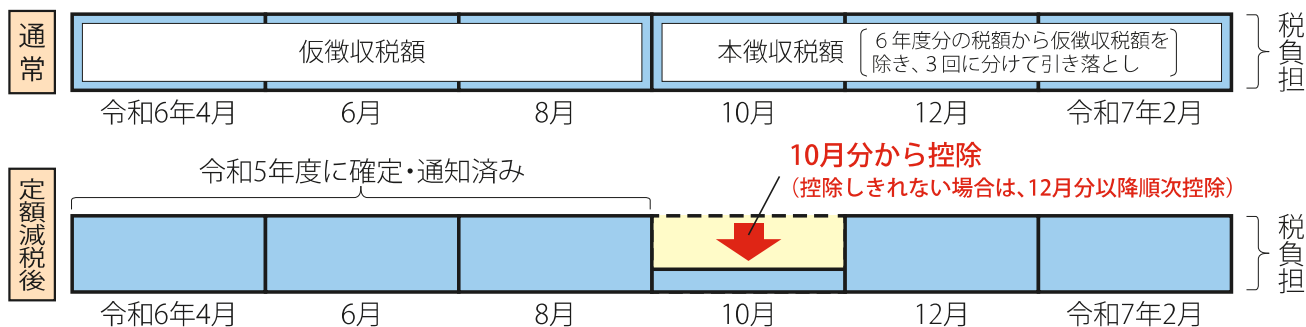
定額減税前の税額をもとに算出した令和6年6月分（第1期分）の税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年8月分（第2期分）以降の税額から、順次控除します。



(2) 公的年金からの特別徴収（引き落とし）

①前年度以前から継続して、公的年金からの特別徴収を行う方

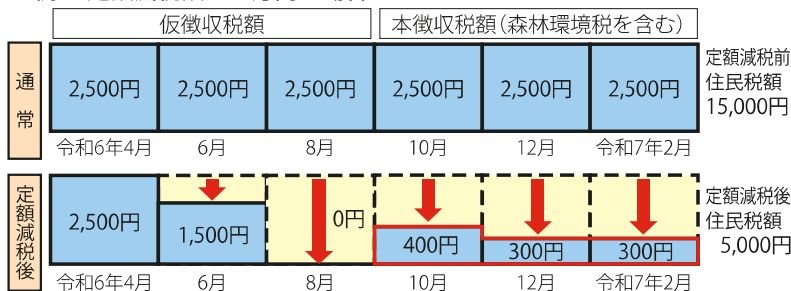
定額減税前の税額をもとに算出した、令和6年10月分の税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次控除します。



※本徴収税額(森林環境税を除く)を定額減税額を超える場合は、仮徴収税額部分の還付等が生じる場合があります。

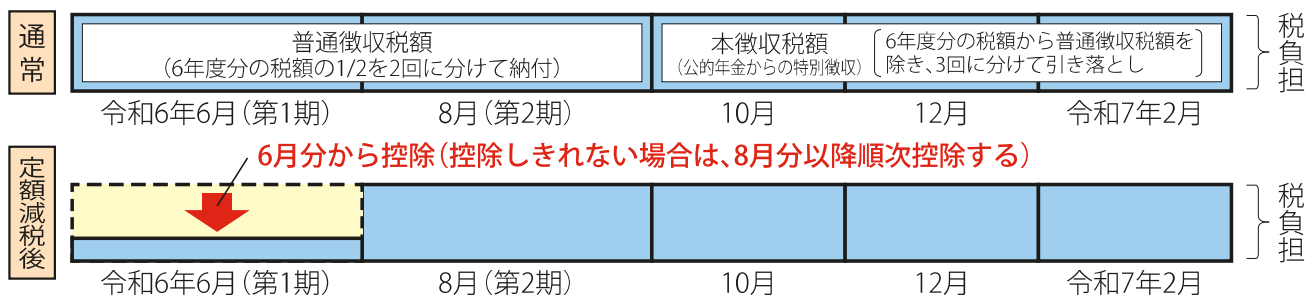
※令和6年度において、森林環境税(1,000円)は本徴収において引き落とされますが、定額減税の対象にはなりません。そのため、定額減税額が本徴収税額を上回る場合であっても、森林環境税分の税額は本徴収において、公的年金等から引き落としとなります。(右図参照)

<例> 定額減税額が1万円の場合



②前年度からの継続ではなく、令和6年度に公的年金からの特別徴収を開始する方

普通徴収の方法と同様に、定額減税前の税額をもとに算出した令和6年6月分(第1期分)の普通徴収の税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年8月分(第2期分)の普通徴収の税額から控除します。それでも控除しきれない場合は、令和6年10月分以降の公的年金の税額から、順次控除します。



<お問い合わせ先>

荒川区役所 税務課課税係

電話 03-3802-3111(代表) 内線2316~2319、2321~2323

ホームページ <https://www.city.arakawa.tokyo.jp>

荒川区ホームページ (生活便利ナビ)

税金 → 特別区民税・都民税(住民税) → 令和6年度特別区民税・都民税の定額減税

荒川区HP

